

平成 29 年度

行政監査結果報告書

私債権の管理について

松山市監査委員



様

松山市監査委員 石 田 慎 二

同 原 田 光 雄

同 大 塚 啓 史

同 角 田 敏 郎

## 行政監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。



## 目 次

I 監査のテーマ	1
II 監査の目的	1
III 監査の対象	1
IV 監査の範囲	1
V 監査の期間	1
VI 監査の方法	1
VII 監査の結果	2
1 私債権の概要	3
2 監査対象債権の管理状況	4
3 全庁的な取組状況	20
4 債権管理の動向	22
5 債権管理の方向性	24
要望事項	26
むすび	28
資料編	29

## 凡 例

1. 文中及び図表中の金額、人数、比率等の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入したものであり、したがって、合計と内訳の計、差引等が一致しない場合がある。
2. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「－」…… 他に説明のない限り、該当項目のないものや、意味のないもの

# 行政監査結果報告

## I. 監査のテーマ

私債権の管理について

## II. 監査の目的

平成 28 年度における収入未済額は、約 67 億円となっている。内訳は、強制徴収公債権が約 49 億円、非強制徴収公債権が約 10 億円、私債権が約 8 億円である。公債権は時効期間の経過により債権は消滅する。(地方自治法第 236 条) 一方、私債権の場合は時効期間の経過のみでは債権は消滅せず、債務者からの時効の援用、債権放棄等を要することから未収債権が累積している状況である。

こうした中、本市では、平成 22 年度に徴収対策推進ワーキンググループ、平成 27 年度に債権管理官を設置し、平成 28 年 3 月には「松山市債権管理マニュアル」を制定した。そして、平成 29 年 8 月に「債権管理に関する基本方針」を策定するなど、適正な債権管理と未収債権の縮減に向けた取組みを進めているところである。

そこで、今回の行政監査では、私債権の管理状況を把握し検証するとともに、効率的、効果的な債権回収について検証することにより、適切な債権管理に資することを目的とする。

## III. 監査の対象

理財部	納税課
市民部	市民参画まちづくり課、人権啓発課
保健福祉部	国保・年金課
社会福祉担当	高齢福祉課
子ども・子育て担当	子育て支援課
都市整備部	公園緑地課
下水道部	下水道サービス課
産業経済部	地域経済課、観光・国際交流課
農林水産担当	農林水産課
教育委員会事務局	学校教育課
公営企業局管理部	水道サービス課

## IV. 監査の範囲

平成 28 年度における収入未済額が 200 万円以上の私債権とする。また、債権の管理体制に関連する事務についても監査の対象とする。

## V. 監査の期間

平成 29 年 10 月 31 日から平成 30 年 3 月 28 日まで

## VI. 監査の方法

監査の実施に当たっては、納税課で実施している取組状況をはじめ、私債権の管理状況を確認するため、私債権を有する課を抽出して調査票の提出を求めるとともに、関係書類の調査、関係職員からの聞き取り調査を行う。

さらに、未収債権の回収についてどのような成果をあげているか、また、今後の課題、取組みについて調査する。

## **VII. 監査の結果**

次のとおりである。



## 1 私債権の概要

### (1) 債権の分類

地方公共団体の債権は、地方自治法（以下「法」という。）第 237 条第 1 項に「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されている。また、法第 240 条第 1 項に「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいうものとされている。債権は、法的性質から公債権と私債権に大別され、公債権は公法上の原因・処分に基づいて発生する債権で相手方の同意を要件とせず、行政庁の意思決定により発生する。一方、私債権は私法上の原因、契約等により発生する。なお、公債権は自力執行権の有無の違いから強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類される。

公債権と私債権の詳細は次のとおりである。

#### 各債権比較表

債権の種別	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
発生	行政処分等	行政処分等	契約等
自力執行権の有無	有り	無し	無し
強制執行等	滞納処分 (法第 231 条の 3 第 3 項)	強制執行 訴訟手続きによる (地方自治法施行令第 171 条の 2)	強制執行 訴訟手続きによる (地方自治法施行令第 171 条の 2)
時効期間	5 年 (法第 236 条等)	5 年 (法第 236 条等)	1、2、3、5、10 年等 (民法第 167 条～第 174 条)
債権の消滅	時効期間の経過により消滅 (法第 236 条第 2 項)	時効期間の経過により消滅 (法第 236 条第 2 項)	時効の援用、債権放棄等により消滅
不服申し立て	できる	できる	できない
債権の例	・市税 ・国民健康保険料 ・介護保険料 ・保育料 ・道路占用料 等	・一般被保険者返納金 ・児童扶養手当過誤払金 ・生活保護費返還金 ・住宅使用料 等	・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・住宅新築資金等貸付金 ・奨学資金貸付金 ・水道料金 等

### (2) 私債権の現状について

本市の平成 28 年度における収入未済額は 67 億 3 千万円となっている。内訳は、強制徴収公債権が 49 億 2 千万円、非強制徴収公債権が 10 億円、私債権が 8 億 1 千万円である。

私債権の収入未済額は、全体の 12.0% を占めている。主なものは、人権啓発課の住宅新築資金等貸付金 2 億 7 千万円、子育て支援課の母子父子寡婦福祉資金貸付金 2 億 6 千万円、学校教育課の奨学資金貸付金 1 億 1 千万円となっている。

債権の消滅について、公債権は時効期間の経過により消滅するが、私債権は時効期間の経過だけでは消滅せず、債務者からの時効の援用、債権放棄等を要する。そのため、私債権の収入未済額の多くは消滅することなく翌年度に繰り越されている。

## 2 監査対象債権の管理状況

### (1) 監査対象債権

平成 28 年度における収入未済額が 200 万円以上の私債権とする。  
監査対象とする債権は次のとおりである。

#### 監査対象債権一覧

(単位：千円)

債権名	所管課	収入未済額	時効	根拠法令等
①台風被災者特別援護資金	市民参画まちづくり課	26,825	10 年	災害弔慰金の支給等に関する法律、松山市台風被災者特別援護資金貸付要綱 (平成 3 年台風 19 号)
	地域経済課	4,184		
	農林水産課	4,320		
②地震被災者特別援護資金	市民参画まちづくり課	1,010	10 年	松山市地震被災者特別援護資金貸付要綱 (平成 13 年芸予地震)
	地域経済課	2,693		
③住宅新築資金等貸付金	人権啓発課	269,863	10 年	松山市住宅新築資金等貸付要綱 (平成 9 年 4 月 1 日廃止)
④高額療養費貸付金元利収入	国保・年金課	3,655	10 年	松山市国民健康保険高額療養費貸付規則
⑤一般被保険者第三者納付金	国保・年金課	17,908	3 年	国民健康保険法
⑥老人保健第三者納付金	高齢福祉課	23,092	3 年	老人保健法
⑦母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	255,189	10 年	母子及び父子並びに寡婦福祉法
⑧緑化推進事業に係る求償金	公園緑地課	9,978	10 年	松山地方裁判所平成 14 年(ワ)第 243 号判決
⑨水洗便所改造資金貸付償還金	下水道サービス課	3,220	10 年	松山市水洗便所改造資金貸付条例
⑩観光事業に係る求償金	観光・国際交流課	25,042	10 年	松山地方裁判所平成 14 年(ワ)第 413 号判決
⑪奨学資金貸付金	学校教育課	105,172	10 年	松山市奨学金貸付条例
⑫水道料金(簡易水道料金含)	水道サービス課	46,981	2 年	地方公営企業法、松山市水道事業給水条例

## (2) 監査対象債権の状況

### ① 台風被災者特別援護資金

#### 1) 債権の内容

台風被災者特別援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく松山市災害弔慰金の支給等に関する条例により、被害を受けた世帯主に対して貸し付けるもので、貸付限度額は350万円である。平成3年の台風19号では、被害が甚大であったため、松山市台風被災者特別援護資金貸付要綱を制定し、一般世帯、商工業者、農林漁業者を対象に貸し付けを行ったもので貸付限度額は100万円である。所管課は市民参画まちづくり課、地域経済課、農林水産課である。償還期間は10年以内、償還方法は年賦又は半年賦償還であり、償還期限から15年以上が経過しているが、平成29年3月31日現在の債務者は市民参画まちづくり課34人、地域経済課9人、農林水産課10人となっている。

#### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

平成28年度の収入率は、市民参画まちづくり課1.89%、地域経済課1.76%、農林水産課0.00%であり、過去5年間についても低い数値で推移している。

市民参画まちづくり課は、13人が分納中で、納付のない人には年に2回催告書を送付している。借受人が死亡の場合は相続人や保証人に請求している。

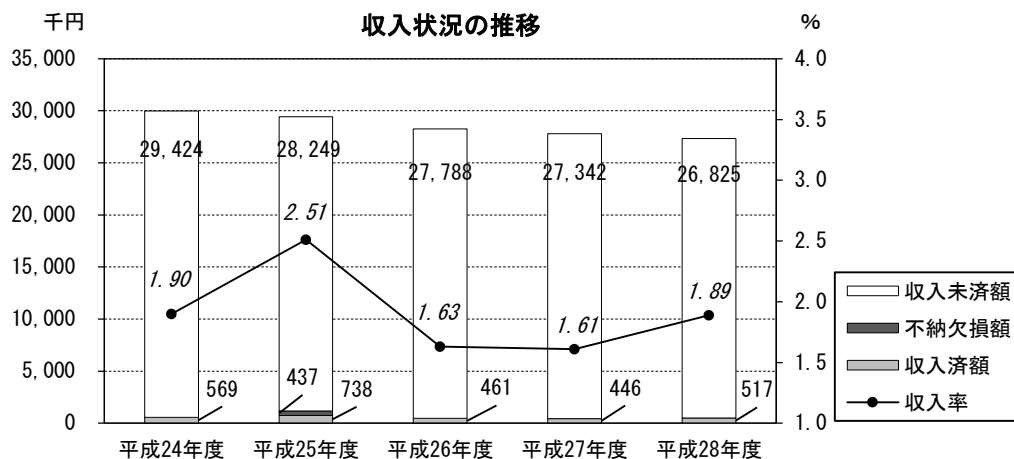
地域経済課は、3人が分納中で、そのうち2件は借受人が死亡のため相続人に請求しており、未納の場合は電話による催告を行っている。

農林水産課は、年に1回通知書及び督促状を送付しており、平成28年度は個別訪問をして1人と分納誓約を締結している。

年度別収入状況（市民参画まちづくり課）

（単位：円・件・％）

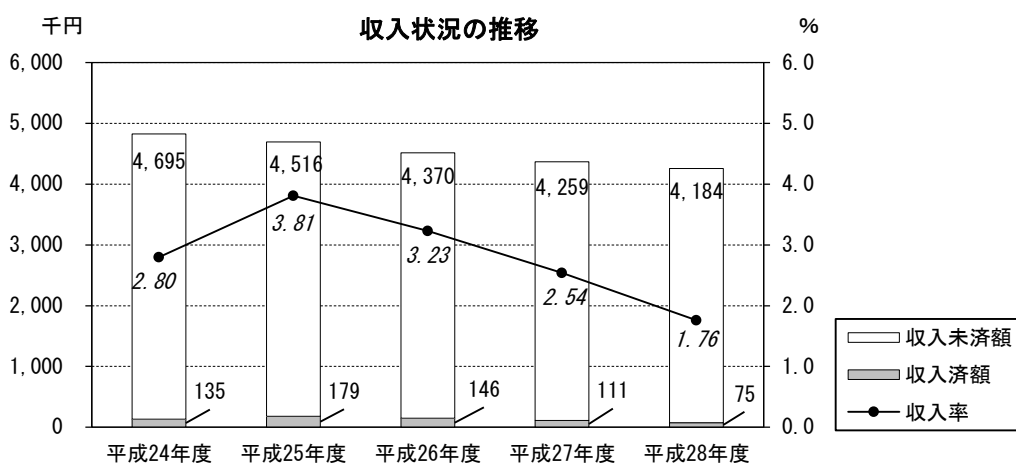
区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率	
			件数	金額	件数	金額		
28年度	滞納繰越分	27,341,899	516,968	0	0	34	26,824,931	1.89
27年度	滞納繰越分	27,788,013	446,114	0	0	35	27,341,899	1.61
26年度	滞納繰越分	28,249,127	461,114	0	0	36	27,788,013	1.63
25年度	滞納繰越分	29,424,094	737,999	1	436,968	36	28,249,127	2.51
24年度	滞納繰越分	29,993,190	569,096	0	0	37	29,424,094	1.90



年度別収入状況（地域経済課）

（単位：円・件・％）

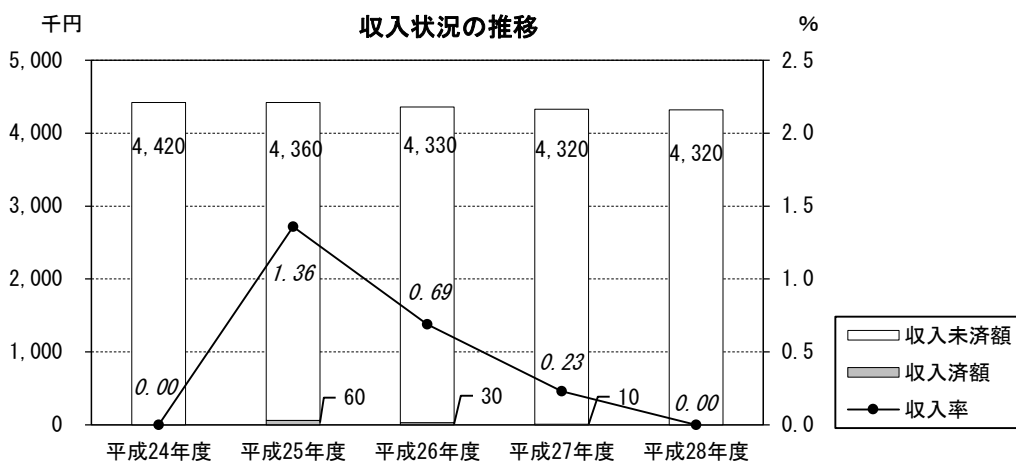
区分		調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
				件数	金額	件数	金額	
28年度	滞納繰越分	4,258,877	75,000	0	0	9	4,183,877	1.76
27年度	滞納繰越分	4,369,877	111,000	0	0	9	4,258,877	2.54
26年度	滞納繰越分	4,515,877	146,000	0	0	9	4,369,877	3.23
25年度	滞納繰越分	4,694,877	179,000	0	0	9	4,515,877	3.81
24年度	滞納繰越分	4,829,877	135,000	0	0	10	4,694,877	2.80



年度別収入状況（農林水産課）

（単位：円・件・％）

区分		調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
				件数	金額	件数	金額	
28年度	滞納繰越分	4,319,613	0	0	0	10	4,319,613	0.00
27年度	滞納繰越分	4,329,613	10,000	0	0	10	4,319,613	0.23
26年度	滞納繰越分	4,359,613	30,000	0	0	10	4,329,613	0.69
25年度	滞納繰越分	4,419,613	60,000	0	0	10	4,359,613	1.36
24年度	滞納繰越分	4,419,613	0	0	0	10	4,419,613	0.00



### 3) 管理状況

貸し付けから 25 年以上が経過し、借受人の半数近くが死亡しており、相続人や保証人に請求するも死亡や所在不明等で連絡が取れない状態が多数見られ、さらに借受人自身の高齢化による生活困窮等で債権の回収が困難な状況が見られる。

市民参画まちづくり課が平成 25 年度に時効の援用により 1 件 436,968 円の不納欠損処分を行っているが、それ以降、他の課においても徴収困難な案件であっても不納欠損処分を行うことなく、収入未済額は滞納繰越分として翌年度に繰り越されている。

## ②地震被災者特別援護資金

### 1) 債権の内容

地震被災者特別援護資金は、松山市地震被災者特別援護資金貸付要綱に基づき、平成 13 年に発生した芸予地震により被害を受けた者に貸し付けた特別援護資金である。貸付対象は、一般世帯、商工業者で、所管課は市民参画まちづくり課と地域経済課である。貸付限度額は一般世帯は 30 万円、商工業者は 100 万円で、財貨に被害を受けた者は更に 30 万円加算される。償還期間は 1 年以内、償還方法は月賦償還であり、償還期限から 15 年以上が経過しているが、平成 29 年 3 月 31 日現在の債務者は市民参画まちづくり課 5 人、地域経済課 6 人となっている。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

過去 5 年間で収入があったのは、平成 26 年度の市民参画まちづくり課の 15 万円のみで、地域経済課においては、平成 20 年 5 月に自己破産の配当金の入金以降、入金がない状況である。

市民参画まちづくり課は、借受人が死亡の場合は保証人に対し年に 2 回催告書を送付しているが、納付がない状態である。

地域経済課は、借受人が死亡、破産、所在不明等で近年は連絡が取れない状態となっている。

年度別収入状況（市民参画まちづくり課）

（単位：円・件・％）

区分		調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
				件数	金額	件数	金額	
28 年度	滞納繰越分	1,010,000	0	0	0	5	1,010,000	0.00
27 年度	滞納繰越分	1,010,000	0	0	0	5	1,010,000	0.00
26 年度	滞納繰越分	1,160,000	150,000	0	0	5	1,010,000	12.93
25 年度	滞納繰越分	1,160,000	0	0	0	6	1,160,000	0.00
24 年度	滞納繰越分	1,160,000	0	0	0	6	1,160,000	0.00

年度別収入状況（地域経済課）

（単位：円・件・％）

区分		調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
				件数	金額	件数	金額	
28 年度	滞納繰越分	2,692,708	0	0	0	6	2,692,708	0.00
27 年度	滞納繰越分	2,692,708	0	0	0	6	2,692,708	0.00
26 年度	滞納繰越分	2,692,708	0	0	0	6	2,692,708	0.00
25 年度	滞納繰越分	2,692,708	0	0	0	6	2,692,708	0.00
24 年度	滞納繰越分	2,692,708	0	0	0	6	2,692,708	0.00

### 3) 管理状況

貸し付けから 15 年以上が経過し、債務者の死亡、破産等により債権の回収が困難な状況が見られる。

### ③住宅新築資金等貸付金

#### 1) 債権の内容

住宅新築資金等貸付金は、松山市住宅新築資金等貸付要綱（平成9年廃止）により、対象地域の環境の整備改善を図るため、住宅の新築、改修、取得に必要な資金を貸し付けたものである。貸付限度額は、住宅新築資金は550万円以下、住宅改修資金は300万円以下、宅地取得資金は450万円以下で、償還期間は資金の種類、貸付金額により異なるが最長は25年、償還方法は年賦、半年賦、月賦償還である。平成9年に国の措置により要綱が廃止され、それまでに貸し付けを受けた者が償還している。平成29年3月31日現在の債務者は97人である。

#### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

平成28年度の収入率は、現年分39.88%、滞納繰越分2.63%で、現年と繰越を併せても3.20%と低く、過去5年間についても低い数値で推移している。

納入通知書は、月賦の償還者と分納中の滞納者には毎月送付、年賦の償還者には年1回送付し、入金がない場合は、催告書の発送、戸別訪問による徴収及び面談を行っている。しかし、死亡や所在不明等で連絡が取れない状態又は生活困窮等による返済不能で徴収困難な債務者が大半を占めている状況である。

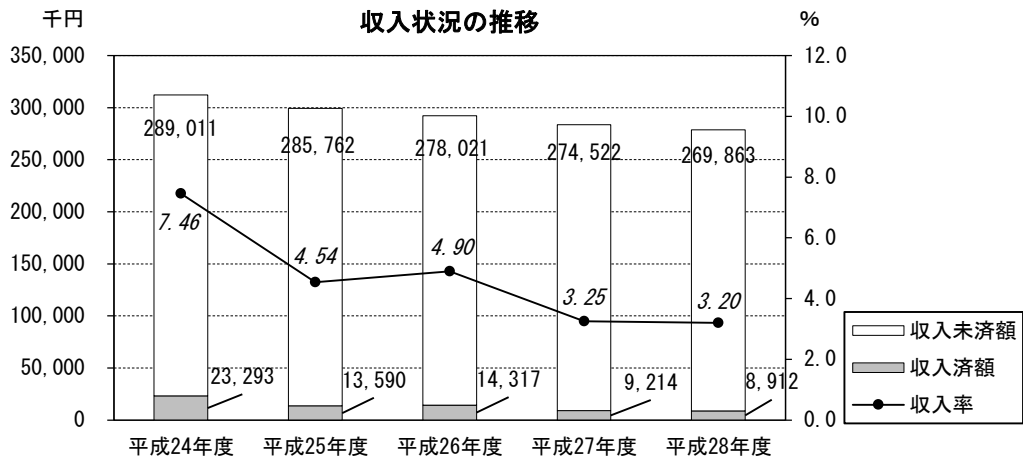
なお、債務者97人のうち現年分の納期限内納付者は3人である。

年度別収入状況（人権啓発課）

（単位：円・件・%）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率	
			件数	金額	件数	金額		
28年度	現年分	4,253,191	1,696,368	0	0	30	2,556,823	39.88
	滞納繰越分	274,521,709	7,215,750	0	0	1,682	267,305,959	2.63
	計	278,774,900	8,912,118	0	0	1,712	269,862,782	3.20
27年度	現年分	5,705,315	3,182,609	0	0	17	2,522,706	55.78
	滞納繰越分	278,030,740	6,031,737	0	0	1,711	271,999,003	2.17
	計	283,736,055	9,214,346	0	0	1,728	274,521,709	3.25
26年度	現年分	6,575,717	4,255,405	0	0	24	2,320,312	64.71
	滞納繰越分	285,762,180	10,061,752	0	0	1,720	275,700,428	3.52
	計	292,337,897	14,317,157	0	0	1,744	278,020,740	4.90
25年度	現年分	10,341,840	4,371,594	0	0	32	5,970,246	42.27
	滞納繰越分	289,010,812	9,218,878	0	0	1,732	279,791,934	3.19
	計	299,352,652	13,590,472	0	0	1,764	285,762,180	4.54
24年度	現年分	13,578,290	8,875,243	0	0	44	4,703,047	65.36
	滞納繰越分	298,725,508	14,417,743	0	0	1,726	284,307,765	4.83
	計	312,303,798	23,292,986	0	0	1,770	289,010,812	7.46

注) 収入未済額の件数は期別である。



### 3) 管理状況

債権の管理台帳について、納税課が示す統一様式等のデータによる管理ではなく、滞納整理カードに交渉記録等を手書きで記入し管理していた。

債務者の時効の援用がないこと等の理由から徴収困難な案件であっても不納欠損処分を行うことなく、収入未済額 2 億 6 千万円余りが滞納繰越分として翌年度に繰り越され、古いものでは昭和 49 年度の債権が継続している状況である。

平成 29 年 8 月債権管理に関する基本方針の策定による債権管理の推進に伴い、所在不明等であった債務者についても再調査を開始し、連帯保証人、相続人の調査にも取り掛かっている。貸し付けから相当な期間が経過し、債務者の高齢化に伴い、低所得者が多くなっていることから徴収困難な状況である。また、抵当権が設定されている案件もあり所管課のみで対応するには容易でないと思われる。

## ④高額療養費貸付金元利収入

### 1) 債権の内容

高額療養費貸付金元利収入は、松山市国民健康保険高額療養費貸付規則により国民健康保険被保険者の療養に要した費用が高額である場合に、医療費の一部を貸し付けたことによる償還金である。貸付金額は高額療養費支給見込額の 10 分の 9 に相当する額の範囲内で、償還期限は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで、償還方法は一時償還払いである。

平成 26 年度以降は、本市から医療機関に高額療養費を直接支払う委任払制度の利用が進んだため新たな貸し付けは行っていない。収入未済額は、平成元年度以降に貸し付けた分であり、平成 29 年 3 月 31 日現在の債務者は 60 人である。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

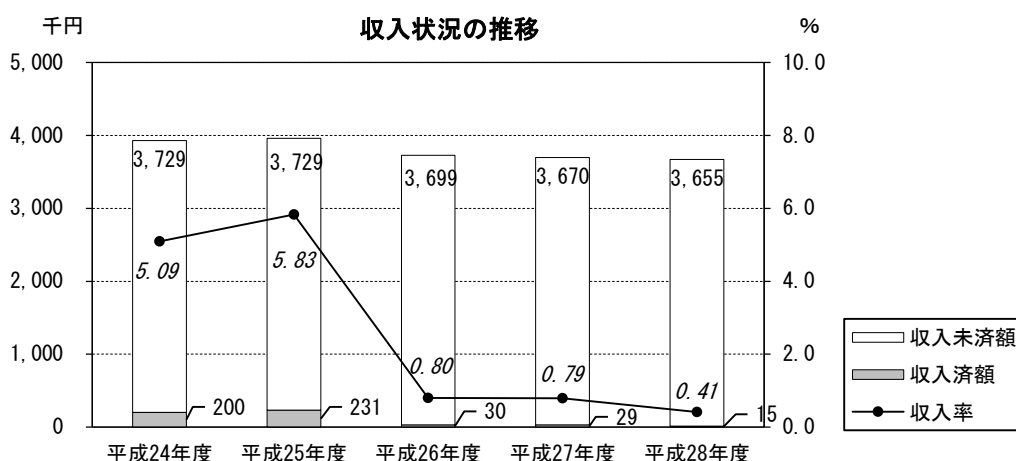
平成 26 年度以降は滞納繰越分となり、収入率は 1%以下の低い数値である。

滞納繰越分の収入済額は、平成 16 年度貸付分で分納誓約をしている 2 人に対し、納付書を送付しており、入金がない場合は催告書の送付、電話での催告を行い、納付があったもので、平成 29 年度までに完納している。

年度別収入状況（国保・年金課）

（単位：円・件・％）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率	
			件数	金額	件数	金額		
28年度	現年分	0	0	0	0	0	0	—
	滞納繰越分	3,670,163	15,000	0	0	60	3,655,163	0.41
	計	3,670,163	15,000	0	0	60	3,655,163	0.41
27年度	現年分	0	0	0	0	0	0	—
	滞納繰越分	3,699,487	29,324	0	0	60	3,670,163	0.79
	計	3,699,487	29,324	0	0	60	3,670,163	0.79
26年度	現年分	0	0	0	0	0	0	—
	滞納繰越分	3,729,487	30,000	0	0	61	3,699,487	0.80
	計	3,729,487	30,000	0	0	61	3,699,487	0.80
25年度	現年分	231,000	231,000	0	0	0	0	100.00
	滞納繰越分	3,729,487	0	0	0	61	3,729,487	0.00
	計	3,960,487	231,000	0	0	61	3,729,487	5.83
24年度	現年分	200,000	200,000	0	0	0	0	100.00
	滞納繰越分	3,729,487	0	0	0	61	3,729,487	0.00
	計	3,929,487	200,000	0	0	61	3,729,487	5.09



3) 管理状況

平成元年から平成14年までの貸付分の償還については、債権の消滅時効期間である10年が経過していることから徴収はできないと判断し、債務者が死亡の場合の相続人の調査等を行っていない。債権発生後、相当の期間が経過し、債務者の半数が死亡又は所在不明のため調査等は困難な状況が見られる。

⑤一般被保険者第三者納付金

1) 債権の内容

一般被保険者第三者納付金は、国民健康保険法第64条の損害賠償請求権に基づき、保険者が第三者の行為による保険給付を行った場合、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することによる賠償金である。

なお、請求権に係る損害賠償金の徴収事務は、国民健康保険団体連合会に委託している。



## 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

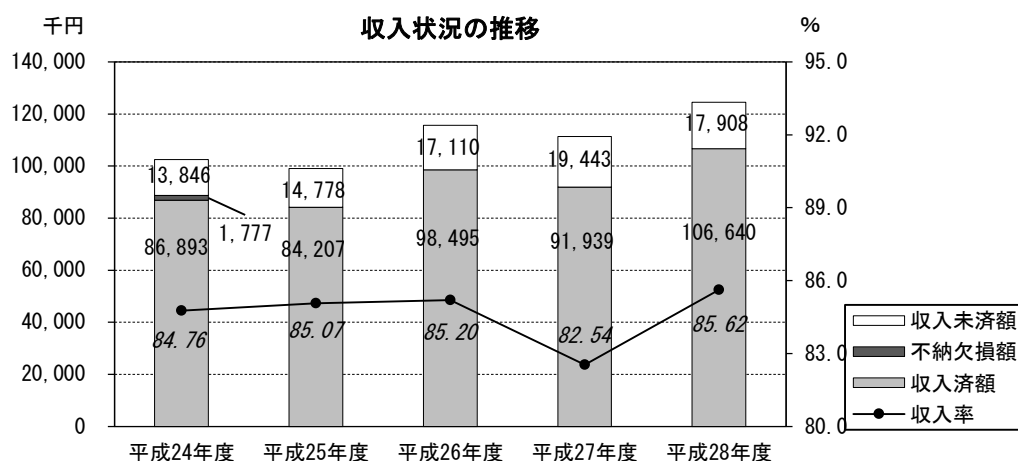
平成 28 年度の収入率は、現年分 99.99%、滞納繰越分 7.93%で、現年分は高い数値であるが、滞納繰越分は 10%に満たない低い数値である。

債務者が死亡、所在不明及び生活困窮等により徴収困難な案件は、委託完了として国民健康保険団体連合会から本市に返還される。平成 28 年度収入未済額 25 件のうち返還されている案件は 12 件で、所管課では返還された債権の徴収事務を行っていない。

年度別収入状況（国保・年金課）

（単位：円・件・%）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率	
			件数	金額	件数	金額		
28 年度	現年分	105,105,134	105,099,134	0	0	1	6,000	99.99
	滞納繰越分	19,442,976	1,541,039	0	0	24	17,901,937	7.93
	計	124,548,110	106,640,173	0	0	25	17,907,937	85.62
27 年度	現年分	94,272,405	91,021,028	0	0	4	3,251,377	96.55
	滞納繰越分	17,110,029	918,430	0	0	24	16,191,599	5.37
	計	111,382,434	91,939,458	0	0	28	19,442,976	82.54
26 年度	現年分	100,826,950	97,974,599	0	0	5	2,852,351	97.17
	滞納繰越分	14,778,064	520,386	0	0	21	14,257,678	3.52
	計	115,605,014	98,494,985	0	0	26	17,110,029	85.20
25 年度	現年分	85,138,995	83,832,484	0	0	4	1,306,511	98.47
	滞納繰越分	13,845,590	374,037	0	0	17	13,471,553	2.70
	計	98,984,585	84,206,521	0	0	21	14,778,064	85.07
24 年度	現年分	85,580,973	85,580,973	0	0	0	0	100.00
	滞納繰越分	16,934,630	1,311,781	2	1,777,259	18	13,845,590	7.75
	計	102,515,603	86,892,754	2	1,777,259	18	13,845,590	84.76



## 3) 管理状況

国民健康保険団体連合会から本市に返還された案件は本市で管理しているが、債権の消滅時効期間である 3 年が経過していることから徴収はできないと判断し、債務者の状況調査等を行っていない。

平成 24 年度に 2 件 1,777,259 円の不納欠損処分を行っているが、それ以降は徴収困難な案件であっても不納欠損処分を行っていない。

時効経過の債権であっても徴収事務を行うことは可能であるため、債務者の状況把握を行うなど効果的な債権回収に努められたい。

## ⑥老人保健第三者納付金

### 1) 債権の内容

老人保健第三者納付金は、改正前の老人保健法第 41 条の損害賠償請求権に基づき、保険者が第三者の行為による保険給付を行った場合、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することによる賠償金である。

なお、請求権に係る損害賠償金の徴収事務は、国民健康保険団体連合会に委託している。老人保健制度による医療費給付は、平成 20 年の後期高齢者医療制度創設に伴い、後期高齢者医療広域連合に移管されたが、移管される前に保有していた債権であり、平成 29 年 3 月 31 日現在の債務者は 11 人である。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

過去 5 年間における収入状況をみると収入率は 1%前後を推移している。

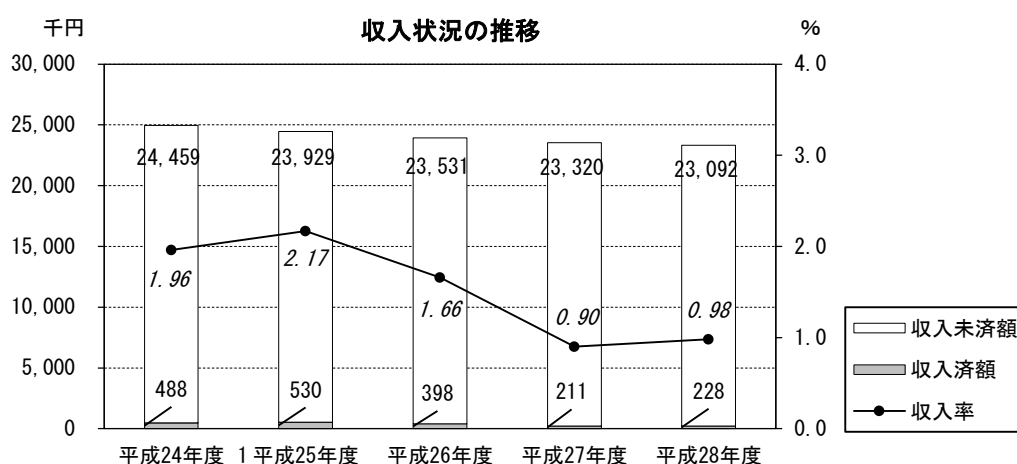
収入済額は、債務者 11 人のうち 9 人が分納中で、国民健康保険団体連合会が徴収し、入金したものである。

2 件の案件は、加害者死亡、所在不明により委託完了として国民健康保険団体連合会から本市に返還され、所管課において調査等を行っている。

年度別収入状況（高齢福祉課）

（単位：円・件・％）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
			件数	金額	件数	金額	
28 年度 滞納繰越分	23,319,720	228,000	0	0	11	23,091,720	0.98
27 年度 滞納繰越分	23,530,720	211,000	0	0	11	23,319,720	0.90
26 年度 滞納繰越分	23,928,720	398,000	0	0	11	23,530,720	1.66
25 年度 滞納繰越分	24,459,037	530,316	0	0	12	23,928,721	2.17
24 年度 滞納繰越分	24,947,037	488,000	0	0	12	24,459,037	1.96



### 3) 管理状況

国民健康保険団体連合会から本市に返還された案件は、債務者の調査等を行うなど本市で管理している。

平成 7 年発生の債権においても分納により納付がある状況であるが、債権額に対し分納額が少額であるため、債務者の生活状況を考慮しながら、年 1 回程度増額に向けた分納額の見直しを促し、徴収に努めている。

## ⑦母子父子寡婦福祉資金貸付金

### 1) 債権の内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の経済的自立と、その扶養する児童の福祉の増進を図るために貸し付ける資金である。貸付対象者は、母子福祉資金及び父子福祉資金は母子家庭の母又は父子家庭の父、その扶養している20歳未満の児童、父母のいない20歳未満の児童で、寡婦福祉資金は寡婦、その扶養している20歳以上の子である。母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において資金の種別に応じた貸付限度額、償還期間等を定めている。

平成28年度の貸付金は、母子事業は312件154,039千円、父子事業は15件8,145千円、寡婦事業は6件2,187千円である。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

平成28年度の収入率は、現年分85.83%、滞納繰越分10.99%で、現年と繰越を併せても47.75%と低く、過去5年間の収入状況は低下傾向にある。

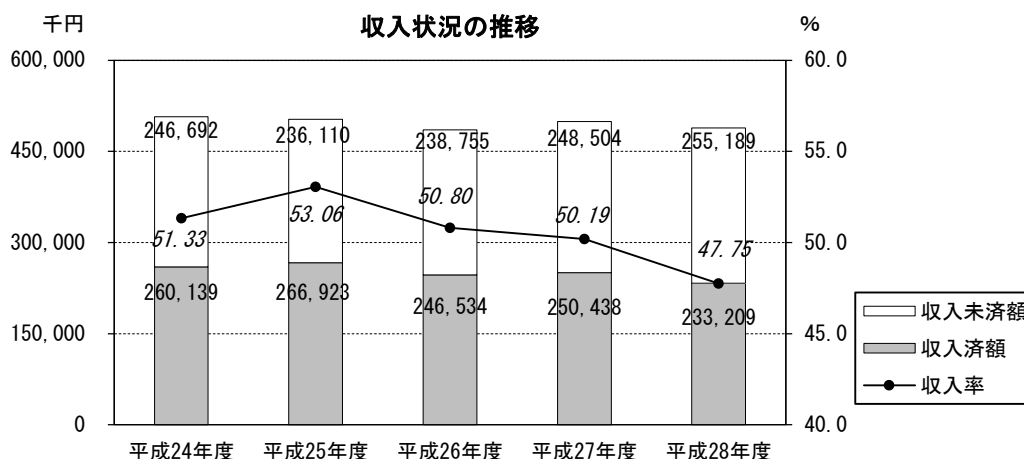
償還の方法は口座振替（一月約1,700件）と納付書払（一月約950件）である。未納の場合は督促状を送付し、その後も未納の場合は自立支援員が催告や電話連絡にて納付を促しており、個別に対応が必要になると償還推進員に引き継いでいる。なお、半年未納であれば連帯借受人又は連帯保証人に連絡し、納付を依頼している。

年度別収入状況（子育て支援課）

（単位：円・件・%）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率	
			件数	金額	件数	金額		
28年度	現年分	239,894,888	205,893,344	0	0	2,191	34,001,544	85.83
	滞納繰越分	248,503,655	27,316,044	0	0	22,455	221,187,611	10.99
	計	488,398,543	233,209,388	0	0	24,646	255,189,155	47.75
27年度	現年分	260,186,863	224,087,220	0	0	5,237	36,099,643	86.13
	滞納繰越分	238,755,172	26,351,160	0	0	20,779	212,404,012	11.04
	計	498,942,035	250,438,380	0	0	26,016	248,503,655	50.19
26年度	現年分	249,179,570	214,891,074	0	0	4,735	34,288,496	86.24
	滞納繰越分	236,110,048	31,643,372	0	0	19,167	204,466,676	13.40
	計	485,289,618	246,534,446	0	0	23,902	238,755,172	50.80
25年度	現年分	256,341,704	225,210,859	0	0	4,301	31,130,845	87.86
	滞納繰越分	246,691,606	41,712,403	0	0	18,556	204,979,203	16.91
	計	503,033,310	266,923,262	0	0	22,857	236,110,048	53.06
24年度	現年分	254,515,094	219,300,982	0	0	4,190	35,214,112	86.16
	滞納繰越分	252,315,191	40,837,697	0	0	19,049	211,477,494	16.19
	計	506,830,285	260,138,679	0	0	23,239	246,691,606	51.33

注) 収入未済額の件数は期別である。



### 3) 管理状況

徴収業務は、償還推進員 5 名が戸別訪問、電話により滞納者に直接交渉し対応している。なお、自立支援員 2 名は自立支援の相談業務に加え、貸付金の納付相談、交渉を行っている。

償還金の免除の規定があるが、貸し付けを受けた者の死亡等が対象で、申請書の提出が必要となり、議会の議決が必要であることから、免除は行われていない。

債務者の時効の援用がないこと等の理由から徴収困難な案件であっても不納欠損処分を行うことなく、収入未済額 2 億円余りが滞納繰越分として翌年度に繰り越され、古いものでは昭和 48 年度の債権が継続している状況である。

## ⑧緑化推進事業に係る求償金

### 1) 債権の内容

緑化推進事業に係る求償金は、平成 14 年度に発覚した職員の横領事件による損害賠償金で、平成 18 年度財団法人松山市緑化基金の解散に伴い本市に譲渡された債権である。損害賠償金に係る債権は 11,432,871 円で、そのうち平成 17 年度までに 65,000 円を弁済し、残額 11,367,871 円を本市が引き継いだものである。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

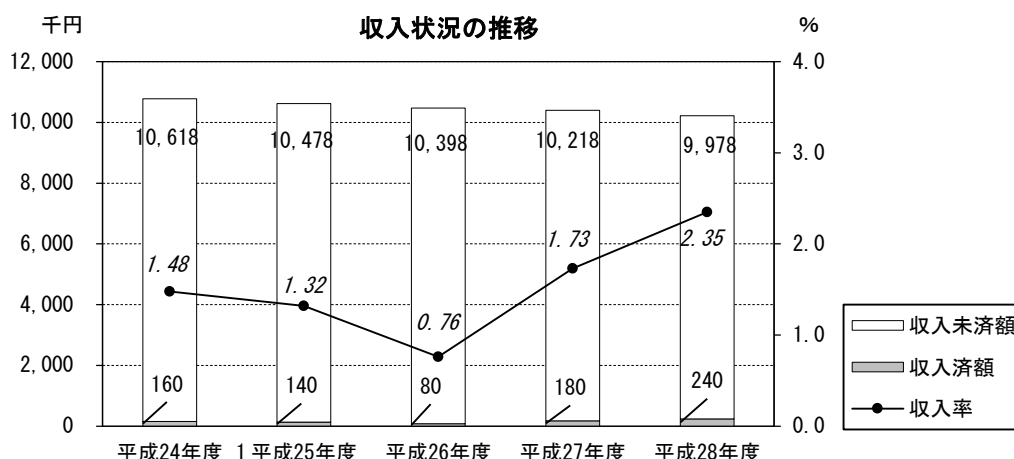
平成 17 年に財団法人松山市緑化基金に提出された願い書を踏まえ毎月 20,000 円の返済を基本としていたが、平成 18 年度は返済額 0 円で、平成 19 年度以降は分納にて納付がある。

納付方法は 1 年分の納入通知書をまとめて送付し、毎月、電話にて催告を行い、入金を促している。平成 28 年度から債務者との交渉により分納額を 10,000 円増額し、30,000 円としており、遅れながらも毎月入金がある状況である。

年度別収入状況（公園緑地課）

（単位：円・件・％）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
			件数	金額	件数	金額	
28 年度 滞納繰越分	10,217,871	240,000	0	0	1	9,977,871	2.35
27 年度 滞納繰越分	10,397,871	180,000	0	0	1	10,217,871	1.73
26 年度 滞納繰越分	10,477,871	80,000	0	0	1	10,397,871	0.76
25 年度 滞納繰越分	10,617,871	140,000	0	0	1	10,477,871	1.32
24 年度 滞納繰越分	10,777,871	160,000	0	0	1	10,617,871	1.48



### 3) 管理状況

平成19年から平成29年10月10日現在までの償還額は1,600,000円である。債権管理台帳には、債務者の勤務状況や面接、交渉、納付記録等が詳細に記録されている。

継続して納付は行われているが、全体の債権額に対し分納額が少額であり、返済完了には相当の年数がかかることから、分納額の増加を目的に、定期的な債務者の状況把握を行っている。

## ⑨水洗便所改造資金貸付償還金

### 1) 債権の内容

水洗便所改造資金貸付償還金は、松山市水洗便所改造資金貸付条例等に基づき、公共下水道等に排除するために便所を水洗式に改造した者に対し、貸し付けた改造資金の償還金である。貸付額は1戸につき40万円を限度とし、償還方法は貸し付けの月の翌月から40か月以内に毎月末日1回の均等分割払により償還する。納入通知書は貸付時に全部まとめて送付している。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

過去5年間の収入率をみると、現年分は90%以上であるが、滞納繰越分は40%前後で低い数値となっている。

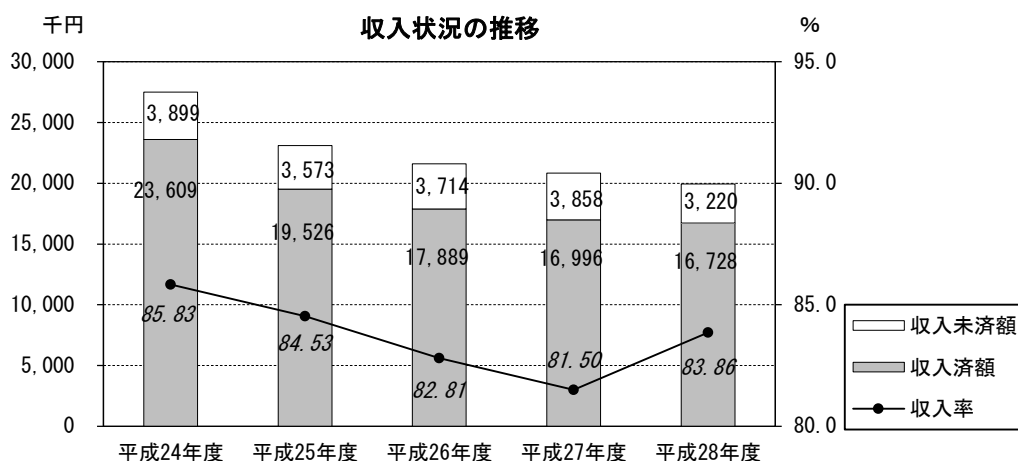
水洗便所改造資金貸付は、新規貸付が年間約50件あり、初期滞納者には電話連絡、文書による催告を行うなど早期に対応することで滞納額を増大させないように努めている。滞納繰越分のうち4件は生活困窮により分納中で、少額ではあるが、継続して納付が行われている。

年度別収入状況（下水道サービス課）

（単位：円・件・%）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
				件数	金額	件数	金額	
28年度	現年分	16,090,000	15,090,000	0	0	51	1,000,000	93.78
	滞納繰越分	3,858,000	1,638,000	0	0	15	2,220,000	42.46
	計	19,948,000	16,728,000	0	0	66	3,220,000	83.86
27年度	現年分	17,140,000	15,450,000	0	0	76	1,690,000	90.14
	滞納繰越分	3,713,600	1,545,600	0	0	22	2,168,000	41.62
	計	20,853,600	16,995,600	0	0	98	3,858,000	81.50
26年度	現年分	18,030,000	16,570,000	0	0	74	1,460,000	91.90
	滞納繰越分	3,573,000	1,319,400	0	0	18	2,253,600	36.93
	計	21,603,000	17,889,400	0	0	92	3,713,600	82.81

25年度	現年分	19,200,000	17,930,000	0	0	78	1,270,000	93.39
	滞納繰越分	3,899,000	1,596,000	0	0	15	2,303,000	40.93
	計	23,099,000	19,526,000	0	0	93	3,573,000	84.53
24年度	現年分	23,070,000	21,730,000	0	0	94	1,340,000	94.19
	滞納繰越分	4,438,000	1,879,000	0	0	21	2,559,000	42.34
	計	27,508,000	23,609,000	0	0	115	3,899,000	85.83



### 3) 管理状況

納付方法は、納付書払いで、本人の払い忘れ等により納付期限内納付が守られていない状況が見られた。

債権のうち2件40万円については、平成15年度に債務者、連帯保証人共に破産し、平成19年に徴収停止を行っているが、不納欠損処分は行われていない。

延滞金について、水洗便所改造資金貸付条例第4条第3項に年10パーセントと規定しているが、毎月償還のため1年を越えての納付遅延はなく、延滞金は発生していない。

## ⑩観光事業に係る求償金

### 1) 債権の内容

観光事業に係る求償金は、平成14年度に職員の着服により発生した、松山市地方裁判所平成14年(ワ)第413号求償金等請求事件に係る損害賠償金であり、債権額は25,041,509円である。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

平成16年に本人と連絡を取って以降、年に1回催告書を住所地に送付し、債務者からの連絡を求めているが、接触もできていない状況であり、債権発生以来、一度も入金がない状態である。

年度別収入状況 (観光・国際交流課)

(単位: 円・件・%)

区分		調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
				件数	金額	件数	金額	
28年度	滞納繰越分	25,041,509	0	0	0	1	25,041,509	0.00
27年度	滞納繰越分	25,041,509	0	0	0	1	25,041,509	0.00
26年度	滞納繰越分	25,041,509	0	0	0	1	25,041,509	0.00

25年度	滞納繰越分	25,041,509	0	0	0	1	25,041,509	0.00
24年度	滞納繰越分	25,041,509	0	0	0	1	25,041,509	0.00

### 3) 管理状況

平成29年10月に担当者2名が自宅を訪問し、家族と面談しており、債務者の近況について聞き取りを行うなど現状把握に努めているが、本人とは接触できず、納付相談等を行っていない。

## ⑪奨学資金貸付金

### 1) 債権の内容

奨学資金貸付金は、松山市奨学資金貸付条例に基づき、経済的事情で大学への修学が困難な者に対して、学業に必要な資金を貸し付けるものである。県内の大学に在学する者は奨学金月額3万円、入学支度金30万円、県外の大学に在学する者は奨学金月額5万円、入学支度金50万円を無利子で貸し付け、奨学資金は大学卒業後15年の期間内に月賦、半年賦又は年賦の方法により返還する。平成28年度新規貸付者数は113人で貸付金額は92,780千円、償還者数は平成28年度末時点で1,188人である。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

過去5年間の収入率の推移は、現年分は94%前後であるが、滞納繰越分は10%前後と低い数値で推移している。収入未済額は年々増加しており、平成27年度以降は1億円を超えている。

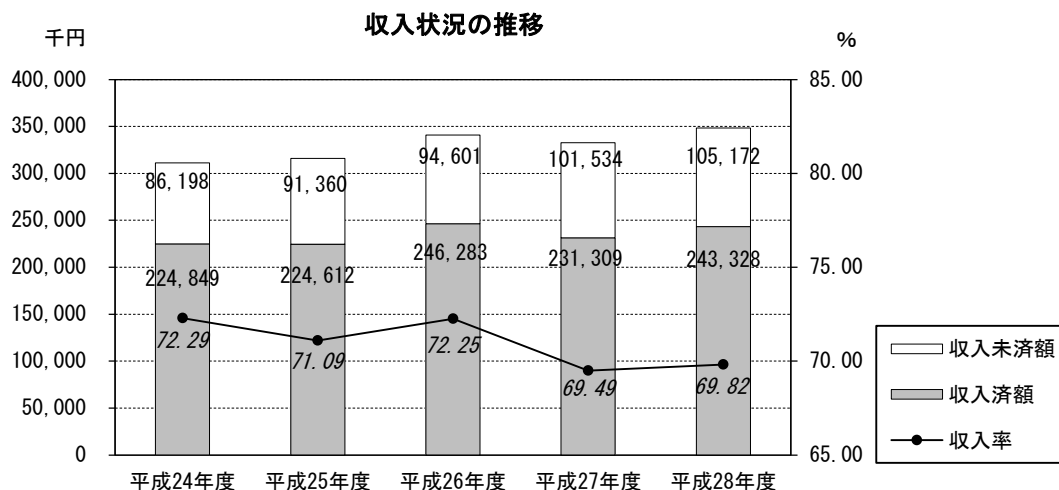
納付方法は、口座振替又は納入通知書による納付であり、納入通知書は年3回、4か月分をまとめて送付している。収入未済については、督促状、催告書の送付、電話による催告、個別訪問を行い対応している。12月には償還中の人すべてに残額のお知らせを送付しており、連絡の取れない人はいない。

### 年度別収入状況（学校教育課）

（単位：円・件・％）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率	
			件数	金額	件数	金額		
28年度	現年分	246,966,200	232,940,200	0	0	924	14,026,000	94.32
	滞納繰越分	101,534,000	10,387,700	0	0	5,256	91,146,300	10.23
	計	348,500,200	243,327,900	0	0	6,180	105,172,300	69.82
27年度	現年分	238,241,900	222,559,200	0	0	958	15,682,700	93.42
	滞納繰越分	94,600,800	8,749,500	0	0	5,795	85,851,300	9.25
	計	332,842,700	231,308,700	0	0	6,753	101,534,000	69.49
26年度	現年分	249,523,800	235,378,500	0	0	767	14,145,300	94.33
	滞納繰越分	91,360,400	10,904,900	0	0	5,491	80,455,500	11.94
	計	340,884,200	246,283,400	0	0	6,258	94,600,800	72.25
25年度	現年分	229,774,000	212,685,400	0	0	1,060	17,088,600	92.56
	滞納繰越分	86,198,300	11,926,500	0	0	5,048	74,271,800	13.84
	計	315,972,300	224,611,900	0	0	6,108	91,360,400	71.09
24年度	現年分	230,981,100	215,613,200	0	0	984	15,367,900	93.35
	滞納繰越分	80,066,500	9,236,100	0	0	4,703	70,830,400	11.54
	計	311,047,600	224,849,300	0	0	5,687	86,198,300	72.29

注) 収入未済額の件数は期別である。



### 3) 管理状況

奨学資金貸付事業は、システムにて貸付、入金、督促状の発送、交渉記録等を管理している。従事する担当者は4名で、新規貸付から償還金の徴収、電話による相談や戸別訪問を行っている。

この貸付制度は貸付金の償還が原資となるため、収入未済額が増加すると原資の減少に繋がりが貸し付けに影響が出るため、未償還者にはそのことを理解してもらい、償還を促している。

## ⑫水道料金（簡易水道料金含）

### 1) 債権の内容

水道料金は、松山市水道事業給水条例に基づき、水道の利用者から徴収する水道料金で、徴収は委託契約により検針・収納・電算処理等業務委託の受託業者が行っている。

### 2) 収入状況の推移及び収納の取組み

過去5年間の収入率をみると、現年分は99%以上、滞納繰越分は85%前後と高水準を維持している。

受託業者は、未収の場合は電話催告、戸別訪問を行い、その後も納付がなければ給水停止のお知らせを発送し、納付を促している。それでも納付がなければ給水停止の予告、執行を行っている。

### 年度別収入状況（水道サービス課）

（単位：円・件・%）

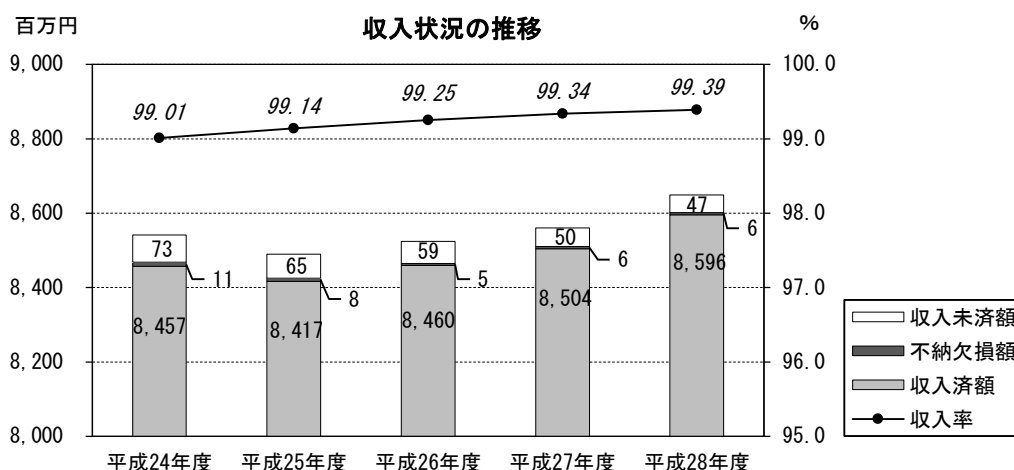
年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		収入率
				件数	金額	件数	金額	
28年度	現年分	8,502,350,799	8,467,302,928	0	0	5,765	35,047,871	99.59
	滞納繰越分	146,821,494	129,177,138	806	5,711,542	1,859	11,932,814	87.98
	計	8,649,172,293	8,596,480,066	806	5,711,542	7,624	46,980,685	99.39
27年度	現年分	8,415,903,674	8,382,192,089	0	0	5,668	33,711,585	99.60
	滞納繰越分	144,714,628	121,566,531	1,140	6,465,625	1,997	16,682,472	84.00
	計	8,560,618,302	8,503,758,620	1,140	6,465,625	7,665	50,394,057	99.34
26年度	現年分	8,367,871,766	8,328,988,525	0	0	6,100	38,883,241	99.54
	滞納繰越分	156,544,182	131,307,852	972	5,013,095	2,563	20,223,235	83.88
	計	8,524,415,948	8,460,296,377	972	5,013,095	8,663	59,106,476	99.25



25 年度	現年分	8,331,141,595	8,286,949,139	0	0	6,500	44,192,456	99.47
	滞納繰越分	158,784,238	130,002,782	1,289	7,501,583	2,785	21,279,873	81.87
	計	8,489,925,833	8,416,951,921	1,289	7,501,583	9,285	65,472,329	99.14
24 年度	現年分	8,372,419,505	8,327,031,769	0	0	6,814	45,387,736	99.46
	滞納繰越分	168,717,207	129,712,705	1,685	10,987,115	3,336	28,017,387	76.88
	計	8,541,136,712	8,456,744,474	1,685	10,987,115	10,150	73,405,123	99.01

注) 1. 収入未済額の件数は期別である。

2. 過年度の調定と収入から前年度末の3月分の未収金(納期未到来分)を差し引いて算出



### 3) 管理状況

水道料金の消滅時効は、民法第173条の「生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権」に該当し2年となる。2年を経過した収入未済額は不納欠損処分を行い、決算上は欠損となるが、債権は消滅しないため、簿外管理として扱っている。平成28年度末累計額は187,739千円となっており、債権放棄を行っていないため簿外管理額は増加する一方である。

また、水道料金の徴収については、受託業者が行っており、所管課において債務者との納付交渉等の徴収業務は行っていない。

しかしながら、債権管理の推進に伴い、債権放棄を検討する上で、債務者の状況把握に努める必要があると思われる。

### 3 全庁的な取組状況

#### (1) 徴収対策推進ワーキンググループ

##### 1) 設置の経緯

三位一体改革による自主財源の確保が重要課題となる中、未収金の削減に向けた全庁的な対策を講じるため、①歳入財源確保のための徴収体制の強化、②全庁的な債権管理、③各課の徴収ノウハウの共有化、④強制措置の拡充の4点を目的に、市が有する主要な債権を所管する納税課、国保・年金課、介護保険課、住宅課、下水道サービス課、保育課（現 保育・幼稚園課）、子育て支援課、生活福祉総務課、学校教育課の9課と行政情報課（現 文書法制課）で構成する徴収対策推進ワーキンググループが平成22年度に設置された。

##### 2) 活動状況

平成22年度から平成26年度までに実施したワーキンググループの活動は次のとおりである。

##### 活動状況

年 度	会の区分	実施月
平成22年度	全体会	6月、8月、12月
	講習会	3月
平成23年度	全体会	6月、11月、3月
	私債権グループ分科会	7月、8月、9月、10月
	公債権グループ分科会	11月
平成24年度	全体会	6月、3月
	講習会	8月
平成25年度	全体会	6月、8月、12月
平成26年度	全体会	7月
	非強制徴収債権グループ分科会	11月
	強制徴収公債権グループ分科会	11月

##### 3) 取組内容

主な取組内容は下記のとおりである。

- ・各種債権の徴収状況等の聞き取り
- ・年度目標の設定と達成状況の調査
- ・国税OB招聘による講習開催
- ・債権管理条例の研究
- ・強制徴収公債権間での情報共有推進
- ・債権一元化組織のある先進自治体への視察（船橋市、横須賀市、東大阪市、奈良市）
- ・各課ヒアリング

ワーキンググループの取組みにより、各債権の課題の明確化や強制徴収公債権間での情報共有が図れ、強制徴収公債権の一部では滞納処分の実績が上がった。しかしながら、設置目的にある全庁的な債権管理については、債権一元化組織の検討など管理体制の方向性が示されることなく、全庁的な管理体制の整備には至らなかった。

また、平成27年度の債権管理官の設置に伴い債権全般の管理を行うため、ワーキンググループの活動を見直すこととなった。

## (2) 債権管理官

### 1) 設置の経緯

債権管理官は、平成 27 年度に本市未収債権対策をより強力に進めていくために設置され、税務事務に係る総合調整や税外未収債権全般の管理の適正化に係る統括管理及び滞納対策等を推進することとなった。

### 2) 取組内容

平成 27 年度から平成 28 年度に債権管理官主導で行った取組みは次のとおりである。

#### 取組状況

年 度	内 容	実施月
平成 27 年度	債権管理状況調査	4 月、6 月
	各課ヒアリング	7 月～10 月
	債権所管所属長対象の債権管理説明会	11 月
	債権管理説明会の報告及び債権管理台帳整備に向けた担当者会	12 月
	債権管理マニュアル説明会	2 月
平成 28 年度	債権管理状況及び債権管理マニュアル作成後の活用状況調査	6 月

債権発生から回収、不納欠損に至るまでの債権管理事務手順について、統一的な処理を行うための具体的な処理手順を明記した松山市債権管理マニュアルを平成 28 年 3 月に作成した。債権種別ごとの説明会の開催や庁内関係部署への周知を行った結果、平成 28 年度に実施した調査によるとほぼ全課で活用されている。

各種説明会だけでなく政策課長会議等においても債権所管課に対する指導・助言を行い、所属長から担当者に至るまで組織内における債権管理に対する認識を高めるとともに、債権管理の実務マニュアルを共有することにより、各所属において債権管理台帳の見直しや整備が自主的に行われるようになった。

平成 29 年 4 月には債権管理官のもと、納税課に担当職員が配置されたほか、8 月に債権管理に関する基本方針が策定されたことで、今後の具体的な方向性が示された。

## 4 債権管理の動向

### (1) 債権管理担当組織の設置状況

市の債権は、債権が複数の課にまたがっており、債権回収の適正化や効率化を図るため、対応が困難な債権の回収の移管等により一元的な徴収体制を組織する流れになっている。本市では、平成 29 年 8 月に債権管理に関する基本方針を策定し、債権管理担当組織の設置を検討することとなった。

中核市の債権管理担当組織の設置状況は、平成 29 年 6 月時点で 47 市(松山市を除く。)のうち、独立した課・室を設置している市は 17 市(36%)、課等内室を設置している市は 12 市(26%)、設置していない市は 18 市(38%)となっており、債権管理担当の組織を設置している市は併せて 29 市(62%)となっている。

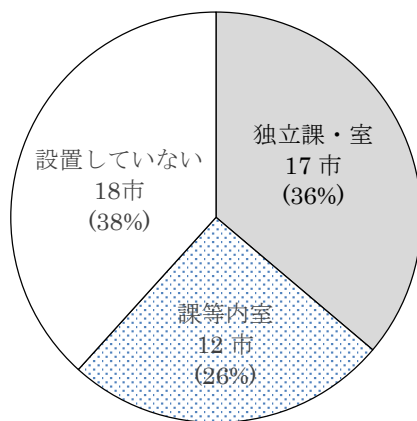
次に、移管状況については、税外債権の徴収事務移管を実施している市は 24 市(51%)、税外債権の徴収事務移管を実施していない市は 23 市(49%)で過半数の市が税外債権の徴収事務を移管している。移管債権の種類としては、滞納処分自力執行権を有する強制徴収公債権が多い傾向にあり、移管対象となっている債権で多いものは、保育料 13 市、介護保険料 21 市、国民健康保険料 18 市、後期高齢者医療保険料 15 市である。

また、自力執行権がなく訴訟等により強制執行を行う非強制徴収公債権は 7 市、私債権は 10 市が移管している。

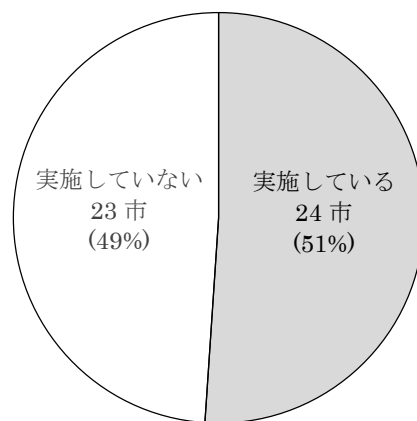
本市では、平成 29 年度に税外の強制徴収公債権のうち福祉 3 債権(国保、介護、後期高齢)において試行的に債権の徴収事務を移管しており、平成 30 年度に市税と福祉 3 債権の一体徴収を導入、平成 31 年度に移管債権の拡大を予定している。

### 中核市における債権管理担当組織の設置及び税外債権の徴収事務移管状況

< 債権管理担当組織の設置状況 >



< 税外債権の徴収事務移管状況 >



注) 平成 29 年 6 月に納税課が実施した中核市調査の結果による。

## (2) 債権管理条例の制定状況

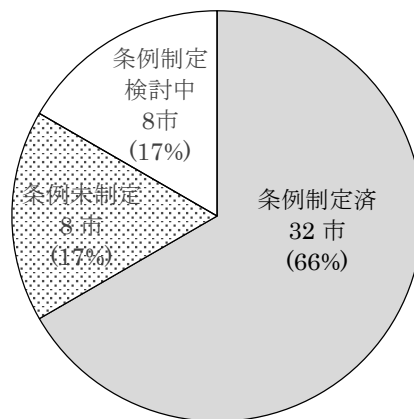
債権管理条例を制定することにより、市の債権管理に関する事務処理について一般的な基準を定め、債権管理の適正化、効率化が図られるとともに、自主財源の回収確保に資することから、条例を制定している市が増加している。

中核市の債権管理条例の制定状況は、平成 29 年 11 月時点で 48 市のうち、条例制定済は 32 市 (66%)、条例未制定は 8 市 (17%)、条例制定検討中は 8 市 (17%) で、制定済が 3 分の 2 を占めている。本市は条例制定検討中に含まれる。四国内で見ると、高松市は平成 25 年 4 月 1 日から施行、高知市は平成 27 年 4 月 1 日から施行、徳島市は未制定である。

条例には、台帳の整備、督促・滞納処分・強制徴収等の実施、免除、債権の放棄及び放棄したときの議会への報告などが定められている。

本市では、債権管理に関する基本方針において、債権管理条例の制定により債権管理の手続きの明確化を図り、債権の適正管理へ向けた環境整備に取り組むこととしている。

中核市における債権管理条例の制定状況



注) 平成 29 年 11 月に納税課が実施した中核市調査の結果による。

## 5 債権管理の方向性

### (1) 債権管理に関する基本方針について

毎年度多額の未収金の繰越が生じており、放置することは許されない状況であり、速やかに解消するためにも、全庁的な債権管理に取り組むことの重要性が増している。債権管理に関する基本方針は、全庁的な債権管理の礎として、また、適正な債権管理に向け策定したものである。基本方針の推進期間は平成 29 年 9 月から平成 31 年 3 月までである。

債権管理に関する基本方針と活動目標は、次のとおりである。

- 基本方針 1 債権管理に対する全庁的な債権管理体制の整備  
(活動目標)・債権管理体制を明確にする。  
庁内組織の新設  
(債権管理会議や担当者で構成する債権担当者会議等)
- 基本方針 2 債権管理に対する全庁的な意識の徹底  
(活動目標)・本市債権管理マニュアルの徹底  
・債権回収に係る職員教育
- 基本方針 3 効果的・効率的な債権回収の推進  
(活動目標)・強制徴収公債権滞納案件の一体徴収  
(福祉 3 債権の一部移管徴収)  
・強制徴収公債権滞納案件の移管事務の体制づくりの検討  
・自力執行権のない債権回収のための専門家配置や外部委託等の検討
- 基本方針 4 債権管理条例の制定と債権管理の透明化  
(活動目標)・条例制定により、債権の適正管理に向けた環境整備と全庁的な取り組みを明確化  
・条例制定後、毎年の債権管理の進捗状況を公表

### (2) 基本方針による取組み

基本方針 1 では、新たな債権管理体制の構築として、所管課が単独で対応してきた債権回収の全庁的な取組みを目指すために、庁内組織を新設する。副市長をトップに、各部局長で構成する債権管理対策会議を設置し、債権管理の状況、方向性を議論する。その下部組織として、債権所管部署の所属長で構成する債権管理対策担当者会議を設置し、債権状況調査により全体の債権回収状況の把握を行い、所管課においては毎年回収目標の設定、計画的な回収を展開する。

基本方針 2 では、平成 28 年 3 月に制定した松山市債権管理マニュアルに基づいた実務を徹底する。また、初動体制（現年度分）の整備、督促や延滞金等の徴収処分の徹底を行っていくとともに、債権回収を行える人材を育成する。

基本方針 3 では、強制徴収公債権は、徴収移管して一元化徴収体制を組織し、自力執行権のない非強制徴収公債権と私債権は、訴訟まで発展するケースもあることなどから、債権回収の専門家の配置や外部委託等も含めて検討する。

基本方針 4 では、債権管理の適正化のために、債権管理条例の平成 31 年度施行を目指す。また、債権の回収目標設定や、回収報告を義務付けることにより庁内の事務管理の徹底を図る。

### (3) 債権管理条例の制定

債権管理条例を制定することにより、債権管理の手続きの明確化が図られ、不良債権の放棄が可能になるなどの効果が期待できる。これは、法第 96 条第 1 項第 10 号の規定で、原則、議会の議決が必要とされる案件であっても、条例で債権の放棄について規定すれば、議決を得ることなく債権放棄が認められているためである。

条例には、計画的に債権を徴収するための毎年度徴収計画を盛り込む予定であり、問題点の把握や改善の取組みに資することが期待される。また、回収実績の報告を義務付けることにより庁内の事務管理の徹底が図られ、債権管理の健全化も期待できる。

平成 29 年 11 月に松山市債権管理条例の素案を作成し、関係各課に意見・質問を求めており、各課との調整を図りながら着実に条例の制定に向け取り組んでいる。

## 要望事項

### (1) 各課の債権の管理状況

今回、行政監査で私債権の管理について、債権の所管課の調査を行ったところ、債権管理に関わる担当者の意識の変化が見られたことから、現在、債権管理官のもと、納税課が全庁的に進めている債権管理に関する基本方針に基づく債権管理の意識は、浸透しているように感じられた。債権放棄を検討する上でも債務者の状況把握は必要であり、再調査を実施し、徴収が不可能な案件か精査することが重要と捉えている課が多く見られた。

これまで、長年に渡り徴収することなく繰り越されてきた多額の債権は、債権管理条例に基づき債権放棄等により適正な債権管理が進められると思われる。

しかし、徴収業務に取り組む体制等に改善すべき点が見られたので、所管課においては下記の事項に留意されたい。

#### 1) 一般被保険者第三者納付金（国保・年金課）

- ・徴収業務の実施について

徴収業務は、国民健康保険団体連合会に委託しているが、徴収困難等により委託完了となると返還される。これらの案件について、所管課では債務者の所在調査や相続人の調査を行っていない。負担の公平性の観点からも、債務者に対し働きかけ、適正な徴収業務の実施に努められたい。

また、債権管理に関する基本方針による債権管理の推進に伴い、債権放棄の検討に当たっては、債務者や相続人の状況調査を行い、徴収不可能な案件と可能な案件に分類するなど適正な管理に努められたい。

#### 2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（子育て支援課）

- ・徴収体制の整備について

償還により成り立っている貸付制度であるが、年々収入済額が減少し、収入未済額が増加している。滞納分の徴収業務を行う償還推進員を設置しているが、平成 27 年度は 6 名、平成 28 年度は 5 名、平成 29 年度は 4 名体制となっている。

収入率が低下しているため、効率的な徴収の取組みを図り、徴収体制の充実強化に努められたい。

#### 3) 観光事業にかかる求償金（観光・国際交流課）

- ・債務者の調査について

徴収事務は、年 1 回催告書の送付のみで、債務者に納付を促す交渉は行われていない状況が見受けられた。平成 29 年度に債務者の近況について聞き取りを行っているが、引き続き調査等を実施し、適正な徴収に努められたい。

#### 4) 奨学資金貸付金（学校教育課）

- ・徴収体制の整備について

償還により成り立っている貸付制度であり、滞納分の徴収業務を行う再任用職員を 1 名設置しているが、年々収入済額が減少し、収入未済額が増加しており、特に滞納繰越分の増加が著しい。

収入率が低下しているため、徴収強化期間を設けるなど課全体での取組みを図り、徴収体制の充実強化に努められたい。



## 5) 水道料金(簡易水道料金含)(水道サービス課)

- ・適正な徴収の実施の確保について

収入未済額のうち債権の消滅時効期間の2年を経過したものは、不納欠損処分を行い、簿外管理として別で管理している。簿外管理額は、毎年加算されるため増加する一方であり、平成28年度末累計額は187,739千円となっている。水道料金の徴収については、検針・収納・電算処理等業務委託の受託業者が行っているため、所管課において徴収業務を直接は行っていないが、負担の公平性の観点からも、適正な徴収の実施が確保されるよう努められたい。

また、債権管理に関する基本方針による債権管理の推進に伴い、債権放棄の検討に当たっては、債務者の状況調査を行い、徴収不可能な案件と可能な案件に分類するなど適正な管理に努められたい。

## (2) 全庁的な債権管理(納税課)

平成22年度に徴収対策推進ワーキンググループを設置したものの、全庁的な管理体制の整備には至らなかった。債権管理官を設置し3年目になる平成29年度に、債権管理に関する基本方針を策定し、本格的に実施する体制が整い、基本方針に沿った適正な債権管理が進められているところである。

債権を有する所管課では、担当者は通常の業務に加え未収債権の回収業務に従事しており十分な調査ができないこと、人事異動で担当者が変わることから十分な知識と経験を有していないことに不安を抱えており、相続人や保証人等について弁護士等専門的な知識を有する者の助言、相談できる機関の設置を望む声が聞かれた。これについては、平成30年度から、債権管理・回収に関する法務や実務等を学ぶ職員研修の機会を設けるとともに、自力執行権のない債権回収のために専門家の配置や外部委託等の検討を進める予定としているが、専門家の配置にあたっては個々の状況に応じた必要な助言が受けられるような体制づくりを考慮されたい。

債権管理に関する基本方針の策定により本市の債権管理体制は大きく前進している。達成年次を平成30年度末に設定していることから、引き続き納税課が主体となって体制整備に取り組まされたい。

## むすび

今回の行政監査のテーマは「私債権の管理について」である。地方公共団体の債権は、法第 237 条第 1 項に公有財産、物品及び基金とともに地方公共団体の財産として規定されており、私債権も市の財産の一部である。

これまでの定期監査において、収入未済額が多額となっている収入事務については、収入未済の解消に努めること、また、精査の結果、債権回収が不可能な案件に関しては、不納欠損処分を検討を促してきたところである。しかし、私債権は、時効期間の経過だけでは消滅せず、債務者からの時効の援用、債権放棄等を要することからほとんどの所管課で不納欠損処分を行うことなく、未収債権が累積し、中には 30 年以上前の債権が保有されている状況がみられ、健全な財政運営に支障をきたしている。そのため、債権放棄について条例に定める必要性も認められるところであるが、一方で、安易に放棄することは許されず、今後制定される条例の趣旨、要件に則り、厳格に行われるべきであり、債務者ごとに状況を精査し、判断しなければならない。

債権管理の取組みについては、全庁的な債権管理を行うことを目的に、平成 29 年度に債権管理に関する基本方針が策定されたことにより、適正な債権管理体制が大きく前進したものと考えられる。所管課における債権の管理及び回収には一定の努力が認められるものの、債務者の高齢化、生活困窮等の理由から債権の回収はますます困難になっているため、公平性、公正化を念頭に置き、納税課が進める全庁的な債権管理と連携を図りながら、積極的に取り組んでいく必要があると考える。

平成 31 年度の債権管理条例施行を目指す中で、私債権については、前述のとおり債権の消滅に時効の援用等を要するため、長期に渡り保有されている状況が見られるが、債権を放棄するためには、厳格な判断を行わなければならない。条例において、議会への報告や公表による透明化を図るとともに、健全な財政運営に支障をきたさないことを十分に検討するなど、適正な債権管理が進められることを望むものである。

## 資料 1

### 主な用語の説明 (50 音順)

用 語	説 明
強制執行	訴訟手続で勝訴判決等を得たにも関わらず、債務者が任意に支払わない場合に、裁判所の力を借りて、強制的に債権を回収する手続をいう。
債権放棄	法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を得て債権を放棄することをいう。ただし、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合には、個々の債権放棄について個別の議決を要しない。
財産調査	滞納のある債権について、法的措置を相当とする場合に行う強制執行の対象物の調査や、債権放棄等を相当とする場合にその適否を判断するために行う調査をいう。
時効の援用	時効によって利益を受ける者が、それを受けるために行う意思表示をいう（民法第 145 条）。裁判外の援用も有効とされている。なお、時効の援用の効果は相対的で、援用権者が複数のときは、その 1 人の援用は他の者に影響を及ぼさない。
時効の中断	一定の事実状態が継続している場合に、それと相容れない内容の事実が発生したことにより、時効の進行が阻止され、すでに進行した時効期間の効力が消滅することをいう。 時効の中断事由は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求（裁判上のもの）</li> <li>・差押え、仮差押え及び仮処分</li> <li>・承認（支払猶予の懇願、一部の弁済等）</li> <li>・地方公共団体が行う納入の通知及び督促</li> </ul>
消滅時効	権利を行使しない状態が法律で定める一定期間継続することによって、権利消滅の効果を生ずる制度をいう。
自力執行権	滞納処分ができることをいう。
滞納処分	裁判所の関与なしに債務者の財産を差押え、それを換価し、その換価代金を公法上の債権に充当する一連の強制徴収の手続をいう（法第 231 条の 3 第 3 項）。
督促	債務者が履行期限を過ぎても債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいう。
不納欠損処分	既に調定されている歳入が徴収し得なくなった場合、決算上、これを不納欠損額として表示することをいう。 私債権で不納欠損ができる場合は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時効経過後、債務者から時効の援用があったとき</li> <li>・解散した法人</li> <li>・地方自治法施行令第 171 条の 6 により履行延期の特約を結び、地方自治法施行令第 171 条の 7 により 10 年を経過して資力がなく弁済の見込みのないものを免除したとき</li> <li>・債権放棄した債権</li> </ul>
連帯保証人	主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人をいう。連帯保証人には、催告の抗弁権（民法第 452 条）及び検索の抗弁権（民法 453 条）はない。なお、連帯保証は相続人に相続されることになり、相続される割合は法定相続の範囲となる。

## 資料2

### 債権の管理状況

債権名	所管課	古い債権の発生年度	不納欠損(24~28)	管理体制	管理台帳
①台風被災者特別援護資金	市民参画まちづくり課	H3	有 H25のみ	2名職員	カード データ
	地域経済課	H3	無	2名職員	カード データ
	農林水産課	H3	無	2名職員	データ
②地震被災者特別援護資金	市民参画まちづくり課	H13	無	2名職員	カード データ
	地域経済課	H13	無	2名職員	カード データ
③住宅新築資金等貸付金	人権啓発課	S49	無	1名職員 1名非常勤	カード システム
④高額療養費貸付金元利収入	国保・年金課	H元	無	2名職員	カード データ
⑤一般被保険者第三者納付金	国保・年金課	H19	無	2名 国保連合会 に委託	データ 委託書類
⑥老人保健第三者納付金	高齢福祉課	H7	無	1名 国保連合会 に委託	データ
⑦母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	S48	無	2名正職員 2名臨時 2名非常勤 5名推進員	システム
⑧緑化推進事業に係る求償金	公園緑地課	H14	無	1名職員	データ
⑨水洗便所改造資金貸付償還金	下水道サービス課	H12	無	1名職員 2名徴収嘱 託員	カード
⑩観光事業に係る求償金	観光・国際交流課	H14	無	2名職員	カード
⑪奨学資金貸付金	学校教育課	H10	無	4名職員	カード システム
⑫水道料金（簡易水道料金含）	水道サービス課	H15	有	業務委託の 受託者	業務受託 者のシス テム

所在調査	財産調査	保証人又は 連帯保証人 の有無	保証人へ の請求	強制執行等	収入未済の原因 (特に徴収が 進まない理由)
住民票	無	保証人	有	無	生保等生活困窮 所在不明
住民票・戸籍	無		無	無	債務者、連帯保証人の死亡、破 産、所在不明
住民票	本人へ聞き取り		無	無	生活困窮（生保等）
住民票	無	保証人	有	無	生保等生活困窮 所在不明
住民票・戸籍	無		有	無	債務者、連帯保証人の死亡、破 産、所在不明
訪問・住民票等	訪問時間聞き取り	連帯保証人	有	無	債務者の高齢化・生活困窮・所在 不明等
無	無	無	—	無	時効の援用及び債権放棄による不 納欠損処分が困難。（死亡、生保 開始）
無	無	無	—	無	時効の援用及び債権放棄による不 納欠損処分が困難。（死亡、生保 開始）
住民票・戸籍附 票	無	無	—	無	低所得（県外へ転出し、長期間所 在不明）
公用請求	本人への聞き取 り	保証人	有	無	収入が安定しないことによる償還 の長期化（自立生活が可能となら なかった・所在不明）
本人へ電話	給与明細	無	—	無	収入に対し求償金が高額
住民票・戸籍謄 本・電話聞き取 り	無	連帯保証人	有	無	納付忘れ、生活困窮（分納の納付 額が少額）
住民票・自宅訪 問	家族への聞き取 り	無	—	無	所在不明
電話聞き取り・ 住基確認・住民 票	電話聞き取り	連帯保証人	有	無	生活困窮、若者の就業状態の悪化 等（債務者と保証人の生活困窮）
業務受託者： 電話・訪問 職員： 統合宛名照会	無	無	—	無	債務者の死亡・所在不明等（無届 転居）